

平成27年度大磯町教育委員会第2回定例会議事録

1. 日 時 平成27年5月20日（水）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時15分
2. 場 所 大磯町保健センター1階 保健指導室
3. 出席者 藤 家 崇 教育長
青 山 啓 子 教育長職務代理者
中 野 泉 委員
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
岩 本 清 嗣 教育部長
小 島 昇 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 なし
6. 平成26年度第12回定例会および平成27年度第1回定例会議事録の承認
7. 教育長報告
8. 付議事項
議案第4号 平成27年6月補正予算における教育委員会予算要求について
議案第5号 平成28年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
議案第6号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
9. 報告事項
報告事項第1号 平成27年第1回（4月）大磯町議会臨時会について
報告事項第2号 「大磯の災害」パネル展の開催について
報告事項第3号 企画展「昭和の子供たち—子供の遊びと暮らし—」の実施結果について
10. その他

(開 会)

教育長) 出席委員が5名で定足数に達しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立します。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により、傍聴を許可したいと思います。

(平成26年度第12回定例会および平成27年度第1回定例会議事録の承認)

教育長) まず、「平成26年度第12回定例会会議録」は、1ページから26ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成26年度第12回定例会会議録」については、ご承認いただいたものとします。

次に、「平成27年度第1回定例会議事録」は、1ページから14ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

生涯学習課長) 平成27年第1回定例会会議録中、大磯町立図書館臨時休館の議案の中で私の発言に事実誤認がありましたので、一部訂正をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、会議録6ページをご覧ください。該当部分は4行目、5行目にあたります。

臨時休館に対していただいたご質問への回答部分になります。ご質問の趣旨は、図書館コンピューターネットワークシステムの更新に伴いまして、比較的長く臨時休館をするために、トラブルに対応するアイデアはあるかという内容でございました。私からはいろいろな方法を使って周知することが大切であることをお答えし、さらに分館の利用や学校図書館の利用、それから近隣自治体の図書館の利用についてご案内していくと回答しております。しかしながら、今回のシステムの更新にあたっては分館のシステムも連動しておりますので、本館同様に分館も臨時休館となり利用することができません。分館の利用をご案内していくという発言は誤りでございました。そこで、4行目中ほどの「ただ今回」から5行目の「あるいは」までを削除させていただきたいと思います。利用者に対してはなお一層周知してまいりますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長) ただいまの修正につきましては、事実の誤認ですので、生涯学習課長の発言のとおり、4行目の「ただ」から5行目の「あるいは」までを削除ということをお願いします。その他、何かございますか。

その他に無ければ、「平成27年度第1回定例会議事録」については、6ページの一部を削除し、その他は記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成27年度第1回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長） それでは、4月定例会開催後の平成27年4月16日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

4月17日、大磯町指定民俗資料である「高麗の山神輿」が本年度は天候にも恵まれて、無事に実施されました。

4月20日、中地区教育長会議が開催されました。内容は、本年度の指導課執行事業について。公立学校教員採用試験について。教頭候補者選考試験について。中地区広域人事交流等でした。

4月21日、平成27年度全国学力・学習状況調査が、小学校6年生と中学校3年生を対象に行われ、無事終了いたしました。

4月27日、本年度第1回目の学校長等の経営者会議を、新しい校長を迎えて開催しました。

4月30日、大磯町議会臨時会が開催され、一般会計補正予算等について審議されました。詳細は後ほど事務局よりご報告いたします。

5月12日、中学校部活動地域指導者ガイダンスを開催し、11名の方に委嘱状を交付しました。

5月13日、第1回目となる総合教育会議が開催されました。委員の皆様にはご出席お疲れ様でした。

5月19日、町立学校の新規採用教職員10名を対象とした研修会を開催しました。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、4月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関すること、専決した事項に関することにつきましては、1件報告をさせていただきます。平成26年度全国学力・学習状況調査に係る情報公開請求に対して、非公開決定をしていた件で、4月24日に情報公開審査会が開催されました。当日は、答申は出されませんでしたので、審査会からの答申が届きましたら改めましてご報告いたします。以上でございます。

議案第4号 平成27年6月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長） 議案第4号、平成27年6月補正予算における教育委員会予算要求について、ご説明いたします。

今回の補正予算要求は、中学校給食の開始に伴うものと大磯町いじめ防止基本方針に基づく附属機関設置に伴う学校教育課関連予算となります。

まずは、債務負担行為です。平成27年度3学期から平成30年度までの3年余りに渡って、中学校給食の調理・配送事業委託を行う契約のため、給食調理等委託料を債務負担行為として補正するものです。

次に、歳出ですが、大磯町いじめ問題対策・調査委員会を附属機関として

設置するため、教育指導費の児童・生徒指導支援事業に、委員報酬を新規で予算化します。

続いて、中学校費の学校給食費です。すべて、中学校給食を始めるにあたっての準備に伴うものです。上から順に、講師等謝金は業者を選定する際の税理士への謝金、消耗品費はランチボックスや運搬ケース購入のための費用、手数料は生徒や保護者を対象とした試食会等開催時の給食調理費用、自動車借上料は保護者による工場見学時のバス借上代金、自動車通行料は選定委員会で工場視察を実施する際の有料道路代、工事請負費は給食を受け入れ、一時保管する配膳室の整備費用です。配膳室につきましては、本日、机上に配付させていただきました「平成27年6月補正予算参考資料」を併せてご覧ください。大磯中学校は現在2つある昇降口のうち、南側昇降口を、国府中学校は保健室とコンピュータ室の間の多目的教室を、それぞれ配膳室として整備する計画です。別紙に戻っていただき、最後の給食用備品購入費は配膳室で使用する一時保管用の棚や教室で使用する配膳用機の購入費用となります。説明は以上です。

質疑応答)

青山委員) まず、この予算について質問する前に、歳出の中で調査委員報酬というのがあります。これはいじめ対策調査委員会についての内容だと思うのですが、この調査委員会についてはこの後の6号議案で審議されるわけですね。

学校教育課長) ご指摘のとおりでございまして、本日議案第6号に「大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」ということで、議会のほうに提案する予定のものを後ほどご審議いただきます。それに合わせての附属機関が設置された場合の委員報酬を、今回同時に要求するということです。

青山委員) 議案の審議の順番についてちょっと考えたのですが、そういう意味では最初に6号議案の内容を審議して、そこでこの定例会で承認した後に予算要求については考えるべきではなかったのかなと思うのですが、どうでしょうか。

教育長) 条例改正の後で予算をというご意見ですね。

青山委員) そうですね。前後することについて問題はないのですか。

教育部長) 実は、議会でもそういう事例があります。議会の場合、同じ議会、例えば6月議会なら6月議会の会期中なら、前後しても法律上は問題ないという解釈があるのです。ですから、おっしゃるとおり、附属機関と報酬だけ見ると、確かにまず法令が決まってから予算というのがベストというか当然の形だと思いますけれども、一応今回は予算審議をまず最初にやるという、通例でやっていますので、こういう形になってしまったのですが、法的な問題ですけど、今おっしゃるとおり通常の形は前後逆にしたほうがいいと思います。申しわけございません。

青山委員) でも、法律的には問題は生じないということであれば、このまま進めていただいていいと思います。

教育長） 議会に準じてという形での対応ということですね。会議規則で、特にその規定はございますか。

教育部長） 会議規則等は特にはないです。

教育長） ということは、通例でという形をとったということですが、よろしいでしょうか。

青山委員） わかりました。ありがとうございます。

教育長） ほかにございますでしょうか。

濱名委員） 予算とは直接関係はないというか、間接的に関係してくると思うのですが、配膳室です。国府中学校の配膳室が設けられる場所が保健室の隣ですよね。保健室に来ている子どもたちの様子を見てみると、余り多くの子どもたちと会いたくなくさそうな雰囲気に見えるのですけれども、この時間にすぐくわさわさと多くの子どもが訪れるというのは、ちょっと配慮が足りないような気がするのですが、ほかに場所は探し出せないのでしょうか。毎日ですものね。

教育部長） やはり毎日のことで、配送から子どもたちの配膳に至るまでだと、かなり限定されてしまうのが現実です。こちらの場所で設定したのは、当然学校との調整の上なのですが、搬入口が体育館と面しているところで、西門のほうからそのまま車が搬入して、直接搬入できるという利便性をまず第一に考えました。

結局、場所等もそうなのですが、車からトラックで給食を持って来てから、そこらいかん一時保管室に持ってくるかという場所がやはり重要なところですね。その搬入での事故とかを考えると、車をとめてすぐに入れられるというのが第一条件になります。

今ご指摘の保健室の隣ということで、保健室自体、当然毎日そういった子がいるとは限らないのですけれども、確かにそういった配慮も必要だと思いますので、保健室とその隣の多目的教室については、一応分かれていますし、扉もありますので、さらに中の間仕切りとかで配慮しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

濱名委員） 子どもたちが自分の教室に運んで行くときは、保健室の前を通りますので、それだけの人数が通ることが、保健室に寝ている子の負担にかかわるのではないかと思います。給食には最適な場所だというのはわかりますけれども、保健室に来ている子にしたら、最悪な場所だと思うのです。

教育長） 学校と調整してここに決めたというその中で、そのあたりの話は何か出ていますでしょうか。

教育部長） 今ご指摘のあった保健室に関するお話は、学校のほうからは特に聞いておりません。

曾田委員） このことは、とても重要なことだと思うのです。私もいろいろな子どもたちを見ていまして、できるだけ人に会いたくない、静かなところで生活というか、心静かにと子どもたちは思っているわけです。今の話は学校ともう一回十分検討していただいて、場所はもう動かさないのはわかっていますので、この子どもたちに対する何か配慮をぜひしていただきたいし、学校の責任者にもそのことを十分認識していただいたほうがいい。便利だから置くのではなくて、便利な場所にあるけれども、隣室に対する配慮をしてもらいたい

と、私は強く望みたいと思います。

学校教育課長) ご指摘のとおり、配慮を要する生徒も現在学校のほうにはそれなりの人数がおりますので、その辺については学校とまた相談を進めていきたいと思います。

国府中学校につきましては、保健室を利用している生徒もいますが、ちょうど図の中ほどになりますけれども、カウンセリングルームや一番右側の学習支援室、この部屋がいろいろ配慮が必要な子どもたちが、余り人と接触せずに過ごせる部屋として国府中学校の場合は機能していますので、その辺の有効活用も考えながら、学校のほうとは少し調整をしていきたいと思います。

曾田委員) 子どもたちは、その区別はできているのですね、ある程度。

学校教育課長) 区別というのが、やはり生徒によってそのときにいろいろ気持ちがありますので。

曾田委員) 私はそう思うのです。部屋があるからそちらへ行くとは限らないのです。だから、私が配慮してほしいというのは、隣室が騒がしいところに、今までそんなことなかったのに、嫌になったなという子どもが必ず出てきますので、それに対する配慮をしてほしいということだけなのですが、いろいろなことを考えていると、そういう配慮が何かいつも欠けているような気がするのです。そう思って、私はあえて発言をしました。

教育長) その点はもう少し、運用面についてといいますか、学校とよく詰めて、配慮事項をある程度双方で確認をとってやっていただくという形でお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

中野委員) 一つは今のお話なのですが、頼んでいる子は全員がとりに来るというわけではなくて、当番とか誰か代表者が取りに来て、教室に運ぶということですよね。そうすると、限られた時間帯に限られた人数が通るということでよろしいですか。

学校教育課長) ご指摘のとおり、幾つかのランチボックスをケースに入れて教室のほうには運んで行きますので、全員がここに取りに来るわけではなく、代表の生徒が取りに来る。限られた時間、午前中の授業が終わった時間帯で、代表が取りに来て運んで行くという形になります。

中野委員) ありがとうございます。視察に行ったときに、そういう光景を見ておりましたので、大磯だけ別のやり方をするのかなと思いました。よく見ると、配膳用の机なども備品で購入するとなっていましたので、他校の例と同じように、お当番が取りに来るということで理解いたしました。

もう一つよろしいですか。試食会と工場見学の人数は何人ぐらいになりそうですか。

学校教育課長) こちらにつきましては、試食ですけれども、生徒を対象とした試食と保護者を対象とした試食を考えています。生徒については、全ての生徒に一度このデリバリー方式の給食がどのようなものを食べてもらうということで、全員を対象に一度考えています。それから保護者対象の試食会ですが、説明会も兼ねるような形で、現段階ではおよそ100人を2回、各校で予定しています。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第4号「平成27年6月補正予算における教育委員会予算要求について」は、原案どおりご承認いただいたものとしします。

議案第5号 平成28年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) 「平成28年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の資料1をご覧ください。

「平成28年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。

教育部長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会が定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や大磯町教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を「平成28年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。

資料2から資料4には、議案にあります教科用図書の採択に係る法令の抜粋を載せてございます。

その他の資料は、「参考資料1」が平成28年の神奈川県の採択方針、および、「参考資料2」が、平成30年度まで使用予定の、小学校教科用図書調査研究の観点でございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

質疑応答

青山委員) 意見ですが、毎年この教科書採択にあたって町採択方針を決めてから、教科書採択の第一歩が今日始まるということになると思うのですが、県の方針を受けて、大磯町でもここに記されているような内容で、進んでいけたらよいかと思います。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第5号「平成28年度大磯町立小・

中学校で使用する教科用図書の採択方針について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第 6 号 大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) それでは、議案第 6 号の大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。それでは、議案第 6 号説明資料をご覧ください。一枚おめくりいただき、1 ページをご覧ください。改正概要でございますが、いじめ防止対策推進法 第14条第 3 項の規定により、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行うとともに、法第28条第 1 項に基づき、いじめの重大事態を明確にする調査を行う「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」を地方自治法第138条の 4 第 3 項に規定する附属機関として位置付けるため、大磯町附属機関の設置に関する条例の改正を行うものであります。また、これに関連しまして、大磯町いじめ問題対策・調査委員の報酬の額を定めなければなりませんので、地方自治法第203条の 2 第 4 項の規定に基づき、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を併せて行うものであります。次に、改正内容であります。附属機関の追加ということで、大磯町いじめ問題対策・調査委員会を附属機関として位置付けるために、大磯町附属機関の設置に関する条例の別表に追加するものであります。附属機関の名称は大磯町いじめ問題対策・調査委員会、設置目的は、いじめ防止対策推進法 第14条第 3 項の規定により、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行うとともに、法第28条第1項に基づきいじめの重大事態を明確にする調査を行うこと。委員数は 8 人以内であります。また、関連する条例の一部改正ということで、大磯町いじめ問題対策・調査委員会を附属機関とすることに伴い、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し会議委員の報酬を規定するものであります。施行日は公布の日からとします。次に、会議委員構成案につきましてご説明をさせていただきます。弁護士・心理や福祉の専門家・学識経験者・人権擁護委員・区長会代表・民生委員児童委員代表・町立小・中学校PYA代表・県教育委員会指導主事の合計 8 名以内を予定しております。次に、会議の開催予定であります。大磯町いじめ防止基本方針に基づく対応の状況等についての検証をその内容をして、毎年 7 月頃を予定しております。ただし、本年度につきましては初年度であり、2 月頃に第 2 回の実施を考えています。2 ページにつきましては、大磯町附属機関の設置に関する条例の新旧対照表、3 ページにつきましては、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表であります。4 ページからは現行の大磯町附属機関の設置に関する条例、大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例であります。最終ページには附属機関として設置しようとする委員会の概要を、参考資料としてつけさせていただきます。

きました。以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質疑応答)

中野委員) 二つあります。一つは、重大事項がない場合は、調査委員会は招集されないという認識でよろしいですか。そうすると、重大事項がなかったらゼロ円になるということですか。

学校教育課長) この附属機関の設置の目的として、二つのことを想定しています。一つは、町のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議を行う。これについては、毎年最低1回は開催するということで考えています。参考資料にございますとおり、現在の予定ですと毎年7月ぐらいには必ず委員の皆さんにお集まりいただき、大磯町立学校の取り組みの状況について、ご意見をいただく機会を設けていきたいと思っています。

もう一つの目的が、いじめの重大事態が起こってしまったときの、その重大事態を明確にする調査を行うことになりますので、これは残念ながら重大事態が起こってしまったときに必要に応じて開催ということになりますので、これについては、いつというようなことが書かれていません。ですからお答えとしては、最低1年に一度はお集まりいただき、ご意見をいただきたいと思います。

以上です。

中野委員) ありがとうございます。それからもう一つなのですけれども、先ほどの予算のところで調査委員の報酬額として9万9,000円計上されていますが、この計算はちょっと細かいところを指摘して申しわけないのですが、どうなっていますか。

学校教育課長) 先ほどの補正予算についての話し合いの中で、現在9万9,000円で予算要求をしているというお話をさせていただきました。これについては、現在想定している委員の構成員、参考資料の13ページをご覧くださいと思います。この8名のうち、例えば一番下の神奈川県教育委員会の指導主事については、公務として来ていただくということで報酬は発生しません。一方で、こちらには6,500円と書いてありますけれども、弁護士、それから学識経験者につきましては8,400円とすることになりますので、それで計算しますと、5名が6,500円で2名が8,400円、本年度については初年度のため2回実施するというので、2回分を計画して9万9,000円となっています。

中野委員) ありがとうございます。その専門職の方はちょっと高いという記述がありまして、どの方がそれに該当するのかなということまでお答えいただきました。ありがとうございます。了解いたしました。

曾田委員) いじめ防止の委員会とこの教育委員とは、どのような兼ね合いがあるか教えてください。

学校教育課長) この附属機関については、大磯町教育委員会の附属機関ということで設置しますので、形としては教育委員会からこのいじめ問題対策・調査委員会に各学校の取り組み状況について、検証というか審議していただき、ご意見をいただくという形になります。ですから、形としては諮問をして、そ

の結果として、答申をもらうようなイメージになっていきます。

曾田委員) 例えば、前回のいろんな中学校との兼ね合いの問題がありました。いろんな皆さんと、こういう場ではなくていろいろ相談がありました。私たちの意見とそちらの意見がどうなっていくのか、そういう人たちと意見交換するのかしないのか、そういう意味の兼ね合いを少し教えてください。

学校教育課長) 今の曾田委員のご指摘の件については、定例で年1回開催する委員会ではなく、何か学校で対応しなければならないような事案が発生した場合の関係というようにところでよろしいでしょうか。

曾田委員) そうすると、なぜ重要な事案が起きたというのが入ってくるのですか。私たちも重要な事案になりますよね。教育委員として。それとは別に考えておられるのですか。

学校教育課長) 今、曾田委員がおっしゃっている、教育委員とこの調査委員会の関係がどのようになってくるのかというご質問ではないですか。

曾田委員) ちょっと違うのです。例えば、今中学校であるいは小学校でもどこでも何か問題が起きますよね。私たちも額を寄せて考えますよね。ところが、いじめ防止だから、例えばいじめのほうでいくと、その委員会にこちらが出すのか出さないのか、勝手に議論するのか、その辺はわかりませんが、重大な議案と言われたので、重大な議案だったら、そちらに行った答えとか私たちの答えがどうなるのかなという、そういう兼ね合いを、簡単に言えばそういうことです。

学校教育課長) まず、重大事態と捉えた場合、判断した場合には、このいじめ問題対策・調査委員会の方にはお集まりいただくことになると思います。そして、町のいじめ防止基本方針の中には明示しましたが、この委員の中で緊急に対応する方たちをあらかじめ指名しておくということを、基本方針の中では想定しています。何か学校で対応しなければならないような事案が起こった場合には、恐らく今までどおり教育委員さんにもお集まりいただき、この附属機関の委員さんの中で、緊急支援員という名称にしていますけれども、緊急に対応する方たちにもお集まりいただき、まずどういう対応をとっていったらいいのかというのを、ともに協議する場が設けられるようになってきます。

ですから、それでまずどういうふうはこの事態に対応していこうかということは、今までどおり教育委員さんのお考えもお聞きし、新たに設置する附属機関の委員さんにも入っていただいて、方向性を出していくということになっていくと思います。

曾田委員) では、この教育委員の中に弁護士や学識経験者がいる場合はどうなるのですか。そちらの防止委員会のほうとの兼ね合いはどうなるのですか。この辺がまだ整理できていないと思う、今の話は。行政上という話ですが、実際問題そういうことが起きたら、なかなかうまくいきませんよ。だからもうちょっと整理してもらわないと、私たちも困るし、専門家だから向こうの意見が通るとか、いろんなことが起きたら、こちらの委員も混乱すると思うのです。その辺を少し分けて、分けるというか、相談するのがいいのかどうかというのは別にしまして、少し整理してもらったら。今のお答えはわかりますよ。頭ではわかるのだけれども。

教育部長) 諮問機関ということで位置づけますので、諮問機関の形態としたら、町

長部局でもっている諮問機関、今回は教育委員会で持っている、私たちの教育委員会で持っている諮問機関ですので、あることに対して諮問をして答申をもらう。制度からいうと、諮問機関から答申を得たものを、それそっくりそのまま反映するとは限らないです、制度上は。答申を得たものに対して教育委員会がまた考えて結論を出すという、諮問機関の位置づけはそうだと思います。

曾田委員) それはそれでわかります。私が言いたいのは、重大な事案と言われたので、同時にそういう話をするのでは、ちょっと大変だなと思っているのです。だから、こんな大きな事件が起きて、それでこういうことをどういうふうに整理したらいいのかなというふうに諮問する。それで答えになるというのはわかるのですが、同時に動くと、仮に私が弁護士だったり、こちらが今度学識経験者だったり、そうすると同じ状況がそろうわけです。教育委員だけれども、そういう立場がそれぞれ。そうすると、矛盾するような気がする。だから、諮問だったら諮問と言ってもらえればいいけど、重大事案が起きたら一緒になってやるという、意見を求めるのはいいけれども、何だかよくわからなくなってしまう。

教育部長) 今回、いじめ防止の法律に基づいてつくっているのですけれども、その趣旨として、当然今までは、はっきり言うと自死事件が起きた場合に教育委員会が自分たちで検討して云々ということではなくて、制度的に第三者の機関を設けてそこで調査をしましょうと。教育委員会ではなくて、別の機関を設けて調査して、それを上げてもらって、その上に新しい教育の法律によって町長も入ることができましたので、ですから今回のこのいじめ問題対策・調査委員会の一つの大きなものについては、自死事件等の悲しい事件が起きたときに、第三者の立場で調査して、それを客観的に上げてもらってどうしていくかという、そういうのが大きいと思います。

曾田委員) 滋賀県の背景をそっくりそのまま法律にしたわけですね。それで、もうちょっと整理しましょうという理解でよろしいですね。

重大な事案をどうのこうのと、そこに突出すると私たちもどういうふうにしたらいいのかなというのをちょっと思って、聞いてみたのです。

教育長) いわゆる重大事案と緊急事態、そのときにそれぞれ教育委員会はどう対応するのか、それから、この委員会はどう究明するのか。この進行中の緊急事態と、不幸な形で結果が出てしまっている事案とあると思うのです。ですから緊急事態と重大事案と、これにそれぞれどういう形でかわっていくかということは、基本的にもう一度整理をしておくということではよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

曾田委員) 議長のおっしゃるとおりで、混ぜこぜに聞こえているものですから、あえて質問させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第6号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第6号「大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案どおりご承認いただいた

ものとしします。

報告事項第1号 平成27年第1回（4月）大磯町議会臨時会について

教育部長） 報告事項第1号、平成27年第1回（4月）大磯町議会臨時会について、ご報告いたします。

表紙をおめくりください。今回の議会は、臨時会として開催され、議案4件の審議が行われました。教育委員会関係は、件数番号4の議案第40号で、太字で表示した「平成27年度大磯町一般会計補正予算第1号」でございます。先月の16日開催の第1回教育委員会定例会に付議し、ご承認いただきました「認定こども園整備事業」に係る補正予算でございます。

2ページ以降は、補正予算議案の資料となりまして、2ページは全体の歳入歳出の項目別の表、3ページは財源の内訳も含めた事業の概要、4ページはスケジュール、5ページは全体配置図、6ページは計画建築物の平面図です。

主な、質疑内容は、病後時保育について、対応できる児童数は？対象児童は？町民にしっかり広報を！などの質問があり、それぞれ、看護師を配置し1日3名まで対応する、入所児童だけでなく町内在住の児童も対象とする、と回答しました。他には、隣接する児童養護施設への影響はあるのか？の質問には、影響はないと回答、待機児童は解消されるのか？の質問については、解消するまでには至らないと回答、幼稚園児と保育園児が一緒に過ごすことになるが影響はないか？の質問については、同じ時間を過ごす間は幼児教育として、幼稚園児が帰宅した後は保育時間となるので、影響はないと答弁しました。採決の結果、全会一致で原案通り可決されました。

4月大磯町議会臨時会の概要報告は、以上です。

質疑応答）なし

報告事項第2号 「大磯の災害」パネル展の開催について

郷土資料館長） 報告事項第2号、「大磯の災害」パネル展の開催について、説明させていただきます。

資料をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館 平成27年度 第1回企画展であり、平成27年5月23日（土）から6月21日（日）まで、25日間の開催を予定しております。

平成24年度春季企画展「大磯の災害」は、好評のうちに開催させていただきましたが、今後も同様のテーマで継続的に展示を開催してもらいたい旨の意見が多く寄せられました。そこで、展示の内容をわかりやすくまとめたパネルを作成し、他の施設等においても展示・活用が図れるようにいたしました。今回の展示はパネルの最初の公開機会として、郷土資料館廻廊を用いて

企画展として開催するものであります。

内容につきましては、「地震」「風水害」「噴火」といったテーマを、町のマスコットキャラクターの会話形式により解説いたします。併せて、大磯町危機管理課による津波浸水想定図の修正に関する展示も行ないます。

今回の企画展については広報紙等により周知を図ってまいります。

質疑応答)

曾田委員) 何年か前に東海大学の大学院生が、この地域、大磯、平塚、中郡とか秦野界隈のこういう風水害の調査をしたことがありまして、地名に基づいたこととか、それから江戸時代よりもっとさかのぼって、もっと前に大きな何かがなかったのか、あるいは地名から来る何かがなかったのかということ、一緒に調べて調査したことがあります。大磯町は比較的ないのですけれども、例えば地名ですから、その地名を町の人たちが知ることによって、「私が住んでいるここは、こんな大きなことがあったんだ」というようなことになるかならないかは別といたしまして、そんなところまで入り込む話なのか、それとも入らないのか、少し教えていただければと思います。

郷土資料館長) 今回の展示は、平成 24 年度時点で開催した展示をもとにしておりまして、その当時関東大震災から 90 年、東日本大震災から 2 年という節目をとった展示でございました。地震・風水害・噴火といったテーマで、主に歴史の分野からアプローチをしたという内容でございます。

曾田委員) ありがとうございます。

青山委員) この趣旨の中の下のほうに、必要があれば学校等、他の施設へ貸し出すというように書かれています。特に学校については、災害への教育ですとか、あるいは子どもたちが郷土を知るという意味合いからも、活用を学校でしてもらえたらいいなと思います。郷土を知ることによって、町への愛着ということにも結びつくかもしれませんし、郷土資料館と学校がうまくつながるという意味合いでも、ぜひ学校のほうにも出張展示してもらえたらいいと思います。

郷土資料館長) 今回の企画展が、制作したパネルのお披露目といったような展示でございますので、今後学校等での活用については呼びかけをしていきたいと思っております。

報告事項第 3 号 企画展「昭和の子供たち—子供の遊びと暮らし—」の実施結果

郷土資料館長) 報告事項第 3 号、企画展「昭和の子供たち—子供の遊びと暮らし—」の実施結果について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館 平成26年度 第 5 回企画展として、平成27年 3 月21日（土）から 5 月10日（日）まで、42日間にわたって開催いたしました。

今回の企画展は、資料記載の内容で現物資料や写真等により展示を構成いたしました。

会期中の入館者は4,740人で、1日平均113人近くの方が来館されたことになります。報告は以上です。

質疑応答) なし

その他

学校教育課長) その他として、私のほうから2点お願いいたします。

まず1点目は、4月定例会でご報告しました幼稚園の園児数の訂正について、子育て支援課長に代わって報告させていただきます。

机上に配付しました「平成27年度町立幼稚園園児数及び職員数の状況」をご覧ください。たかとり幼稚園の平成27年園児数に誤りがありました。前回の資料では平成27年の欄に平成26年の園児数が入ってしまっていました。正しくは本日の資料のとおり、年少36人、年中47人、年長37人の計120人になります。

お詫びして、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

教育長) 2点目をお願いします

学校教育課長) 2点目は、4月定例会で濱名委員からご質問をいただいていた、特別支援学級と通常の学級の関係について、資料をもとにご説明させていただきます。

机上に配付しました「特別支援学級設置根拠参考資料」をご覧ください。

まず、根拠となる法令ですが、学校教育法の第81条に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」とあります。

さらに同条第2項では「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」とされています。

この特別支援学級では、下の学校教育法施行規則第138条にありますように、通常教育課程ではなく、特別教育課程によることができるとされており、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育ができるようになっています。

裏面の図は、県教育委員会が作成したのですが、上半分が現在の学校になります。つまり、知的障害学級や自閉症・情緒障害学級といった特別支援学級が通常の学級とは別に設置されています。図の中のCさんやDさんは特別支援学級に在籍する6年生で、交流として6年の通常の学級に行くことになりますので、通常の学級の在籍者数には含まれません。

一方、本年度よりモデル的に事業が開始されている学校の姿が下半分の図になります。CさんもDさんも、すべての子どもが通常の学級に所属します。実は、大磯町立の小学校では、外から見るとかなりこれに近い形の学校になっているように見えます。おそらく、濱名委員のご理解もこのようなイメージだったのではないのでしょうか。しかし、現行法では通常の学級に所属していても、在籍はあくまでも特別支援学級というのが現在の仕組みです。

国全体の制度上はご説明したとおりですが、国レベルでも見直しの方向にある中で神奈川県モデル事業が始まったところです。

在籍を変えることはできませんが、国や県の動向を注視しつつ、今後でもできるだけ下の図に近い運用で町立学校の特別支援教育を進めていきたいと考えています。

私からは以上です。

質疑応答)

濱名委員) ありがとうございます。すごく解りやすく、みんなの教室もこういうのに近づけていければいいなと、図を見ても区別されていなくてよいと思います。

大磯町のことはいいのですが、特別支援学級に在籍しているため部活動に参加させてもらえないという話も聞いておりますので、早く普通学級から、部活動にも通いたいという子もいますので、転換してくるといいと思います。

教育長) それでは、曾田委員さん。

曾田委員) 私の質問は、今日の報告事項は3号までございますが、これはどういう基準で議題に乗るのでしょうか。ちょっと教えてください。

教育長) 報告事項の報告する、しないという基準みたいなものがあればということですね。

教育部長) 教育委員会というのは公開された会議ですので、当然、付議事項については、法律で定められた、こういったものは付議しなさいということになります。それ以外の協議事項と報告事項、3段階で現在やっています。

通常今までやった慣例的なことも当然あるのですけれども、公開の会議ですので、町民の皆さんにも知らせていくべき内容も含めてやっています。実際、教育委員会定例会等、まだ確定していなかったり、まだ町民の方にお示しできないことについては、秘密会とか、いろいろな調整会議でやっているのですけれども、通常の大きなイベントや事業とか議会も含めて、町民の方に知らせるべきものは議事録にも載りますので、そういった意味で、PRも含めた中で、議事の中に入ってくると、そういう理解でよろしいと思います。

曾田委員) それで、4月17日の神輿のことがございましたが、これは今年から教育委員会が担当することになったのでしょうか。

生涯学習課長) 4月17日の「高麗の山神輿」の件でございますけれども、担当は1年前からでございます。26年度からではなくて25年度から担当が生涯学習課に移ってまいりました。

曾田委員) これは、報告事項はありましたか。今日の発言ですと、教育長報告が4月16・17日からと言っておられたので、それ以後の行事だから記憶が今ちょっとなかったのですが、終わっていますから報告事項に載ってもいいのかなと思ったのですが、実は人集めに苦労していますので、せめて報告事項に載せてもらってもいいのではないかなと。せめてあの苦労を、毎年やるのであれば報告事項に載せてほしいなというのは私の意見なのですが、PRも兼ねているという発言もございましたので、ぜひどういう扱いだったのか聞いてみたかったです。

生涯学習課長） 大変失礼いたしました。生涯学習課のほうでは、年間の中で指定文化財に関しての祭礼についても担当して、支援をしているところです。これまでお祭りそのものの一件一件をなかなか報告していなかったものですから、そういう関係で報告事項として上げてこなかった例がございます。ただ、ご指摘のとおり、特に「山神輿」についてはいろいろとご協力をいただいている部分がありますので、その辺ちょっと十分配慮が足らなかったということで、今回報告を上げなかったことに関しては大変反省しております。

ただ、事務連絡の中で今日のご報告・周知を図ろうと考えていたのですけれども、先ほど教育部長のほうのお話もありましたけれども、やはり町民に対して周知をするということも一つの大きな目的であるとすれば、やはり報告すべきであったかなというふうに考えています。

曾田委員） 事務連絡になったら、議事録に載らないので、ぜひ、町を挙げてやっているのなら、せめて、開催する話はわかりますけれど、報告事項、こんな結果で盛り上がったとか、雨が降ってどうか、そんな話を載せてもらってもいいのかなというふうに率直に思ったのです。

生涯学習課長） 改めまして、次回の定例会で報告をさせていただくということによってよろしいでしょうか。

曾田委員） はい。

教育部長） 次回の定例会は、6月18日(木)、午前9時から、大磯町立図書館で開催します。午後は、大磯幼稚園訪問となります。

教育長） それでは、以上をもちまして、平成27年度 大磯町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成27年 6 月18日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____